

## 第42号議案

上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和5年3月31日をもって上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会を協議により廃止することについて、同条においてその例によることとされた同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月9日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

令和5年3月31日をもって上尾市・伊奈町消防通信事務協議会を協議により廃止したいので、地方自治法第252条の6においてその例によることとされた同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出するものである。

## 第43号議案

上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する協議について

伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議により別紙規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月9日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに関し、地方自治法第252条の14第1項の規定により協議により別紙規約を定めたいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出するものである。

## 別紙

### 上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 伊奈町は、次に掲げる事務の管理及び執行を上尾市に委託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）

(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）の規定により伊奈町が処理することとされた事務のうち次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

#### (管理及び執行の方法)

第2条 前条の規定により上尾市に委託される事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、上尾市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

#### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、これを上尾市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、上尾市長が伊奈町長と協議して定める。

#### (予算)

第4条 上尾市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を上尾市一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

#### (収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入（地方債を除く。）は、全て上尾市の収入とする。

#### (予算の残額)

第6条 上尾市長は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを当該年度の出納の閉鎖までに伊奈町長に返還するものとする。

#### (決算の場合の措置)

第7条 上尾市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を伊奈町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第8条 上尾市長及び伊奈町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回以上定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、上尾市長又は伊奈町長が必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第9条 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、当該条例等の案を伊奈町に通知しなければならない。

2 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに、当該条例等を伊奈町に通知しなければならない。

3 伊奈町は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、上尾市長と伊奈町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

（条例等の公表）

2 伊奈町長は、この規約の施行の際現に委託事務の管理及び執行について適用される条例等が存在するときは、当該条例等が伊奈町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止の場合の措置）

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、上尾市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金の処分は、上尾市長と伊奈町長が協議して定めるものとする。